

## 【重要】契約条項一部改訂のお知らせ

お客様各位

令和 2 年 1 月 10 日

いつも弊社をご利用いただき、ありがとうございます。

令和 2 年 1 月 10 日（金）をもって弊社の契約条項を以下のとおり改訂いたします。

改訂箇所：下表をご参照ください。

※改訂後の契約条項は令和 2 年 1 月 10 日（金）より順次適用されます。

※事務処理の都合により、改訂前であっても改訂後の契約条項が交付される場合があります。

### 新旧対照表（ビジネクス契約条項）

#### <事業者ローン> カードローン 契約条項

改訂後	改訂前
第 17 条（本契約の終了） 1.本契約は、第 1 条第 1 項の契約期間欄に記載の期間が満了することにより終了します。 2.債務者が本契約に基づく債務を完済した日から前項の契約期間満了までに、借入をしないまま本契約を終了する旨申し出たときは、前項にかかわらず、当該申出の日をもって本契約は終了します。	(新設)
第 18 条（契約書等の返還又は破棄） 本契約が終了した場合（但し、債務がある場合を除きます）、債務者または完済時の支払者は、債権者に対して、本書の返還または破棄を求めことができ、請求があったときは、債権者は遅滞なく請求に従い本書の返還または破棄を行うものとします。但し、この場合において、本契約が終了した日または本契約に基づく債務が完済された日のいずれか遅い日から 6 か月が経過する日までに当該請求がないときは、債権者は債務者及び完済時の支払者に通知することなく本書を破棄することができるものとします。	第 17 条（債権証書の返還） 本契約が解約されたとき、債権者は本書を遅滞なく支払者へ返還するものとします。ただし、支払者の都合により返還できない場合、または支払者より保管の要望があった場合、債権者は本書を 1 年経過後に到来する年度末まで保管し、以降支払者より指示なきものは破棄できるものとします。
第 19 条～第 22 条（略）	第 18 条～第 21 条（略）

## <事業者ローン> ビジネスローン 契約条項

改訂後	改訂前
<p>第 15 条 (債権証書の返還)</p> <p>本契約に基づく債務が完済された場合、債権者は本書を遅滞なく支払者へ返還するものとします。但し、支払者の都合により返還できない場合は、債権者は本書を完済から 6 か月間保管するものとし、その間に支払者から債権者に対し返還の請求がないときは、債権者は支払者に通知することなく本書を破棄することができるものとします。</p>	<p>第 15 条 (債権証書の返還)</p> <p>本契約が解約されたとき、債権者は本書を遅滞なく支払者へ返還するものとします。ただし、支払者の都合により返還できない場合、または支払者より保管の要望があった場合、債権者は本書を 1 年経過後に到来する年度末まで保管し、以降支払者より指示なきものは破棄できるものとします。</p>

## <事業者ローン> (自動更新) カードローン 契約条項

改訂後	改訂前
<p>第 16 条 (本契約の終了)</p> <p>1.本契約は、第 15 条第 1 項に定める期間が満了することにより終了します。</p> <p>2.債務者が本契約に基づく債務を完済した日から前項の契約期間満了までに、借入をしないまま本契約を終了する旨申し出たときは、前項にかかわらず、当該申出の日をもって本契約は終了します。</p>	<p>(新設)</p>
<p>第 17 条 (契約書等の返還又は破棄)</p> <p>本契約が終了した場合（但し、債務がある場合を除きます）、債務者または完済時の支払者は、債権者に対して、本書の返還または破棄を求めることができ、請求があったときは、債権者は遅滞なく請求に従い本書の返還または破棄を行うものとします。但し、この場合において、本契約が終了した日または本契約に基づく債務が完済された日のいずれか遅い日から 6 か月が経過する日までに当該請求がないときは、債権者は債務者及び完済時の支払者に通知することなく本書を破棄することができるものとします。</p>	<p>第 16 条 (債権証書の返還)</p> <p>本契約が解約されたとき、債権者は本書を遅滞なく支払者へ返還するものとします。ただし、支払者の都合により返還できない場合、または支払者より保管の要望があった場合、債権者は本書を 1 年経過後に到来する年度末まで保管し、以降支払者より指示なきものは破棄できるものとします。</p>
<p>第 18 条～第 21 条 (略)</p>	<p>第 17 条～第 20 条 (略)</p>

## <不動産担保ローン> (自由返済) 契約条項

改訂後	改訂前
<p>第 17 条 (本契約の終了)</p> <p>1.本契約は、第 1 条第 1 項の契約期間欄に記載の期間が満了することにより終了します。</p> <p>2.債務者が本契約に基づく債務を完済した日から前項の契約期間満了までに、借入をしないまま本契約を終了する旨申し出たときは、前項にかかわらず、当該申出の日をもって本契約は終了します。</p>	<p>(新設)</p>

<p>第 18 条（契約書等の返還又は破棄）</p> <p>本契約が終了した場合（但し、債務がある場合を除きます）、債務者または完済時の支払者は、債権者に対して、本書の返還または破棄を求めることができ、請求があったときは、債権者は遅滞なく請求に従い本書の返還または破棄を行うものとします。但し、この場合において、本契約が終了した日または本契約に基づく債務が完済された日のいずれか遅い日から 6 か月が経過する日までに当該請求がないときは、債権者は債務者及び完済時の支払者に通知することなく本書を破棄することができるものとします。</p>	<p>第 17 条（債権証書の返還）</p> <p>本契約が解約されたとき、債権者は本書を遅滞なく支払者へ返還するものとします。ただし、支払者の都合により返還できない場合、または支払者より保管の要望があった場合、債権者は本書を 1 年経過後に到来する年度末まで保管し、以降支払者より指示なきものは破棄できるものとします。</p>
<p>第 19 条～第 22 条（略）</p>	<p>第 18 条～第 21 条（略）</p>

### <医風堂々> カードローン 契約条項

改訂後	改訂前
<p>第 18 条（本契約の終了）</p> <p>1.本契約は、第 1 条第 1 項の契約期間欄に記載の期間が満了することにより終了します。</p> <p>2.債務者が本契約に基づく債務を完済した日から前項の契約期間満了までに、借入をしないまま本契約を終了する旨申し出たときは、前項にかかわらず、当該申出の日をもって本契約は終了します。</p>	<p>（新設）</p>
<p>第 19 条（契約書等の返還又は破棄）</p> <p>本契約が終了した場合（但し、債務がある場合を除きます）、債務者または完済時の支払者は、債権者に対して、本書の返還または破棄を求めることができ、請求があったときは、債権者は遅滞なく請求に従い本書の返還または破棄を行うものとします。但し、この場合において、本契約が終了した日または本契約に基づく債務が完済された日のいずれか遅い日から 6 か月が経過する日までに当該請求がないときは、債権者は債務者及び完済時の支払者に通知することなく本書を破棄することができるものとします。</p>	<p>第 18 条（債権証書の返還）</p> <p>本契約が解約されたとき、債権者は本書を遅滞なく支払者へ返還するものとします。ただし、支払者の都合により返還できない場合、または支払者より保管の要望があった場合、債権者は本書を 1 年経過後に到来する年度末まで保管し、以降支払者より指示なきものは破棄できるものとします。</p>
<p>第 20 条～第 23 条（略）</p>	<p>第 19 条～第 22 条（略）</p>

### <医風堂々> ビジネスローン 契約条項

改訂後	改訂前
<p>第 17 条（債権証書の返還）</p> <p>本契約に基づく債務が完済された場合、債権者は本書を遅滞なく支払者へ返還するものとします。但し、支払者の都合により返還できない場合は、債権者は本書を完済から 6 か月間保管するものとし、その間に支払者から債権者に対し返還の請求がないときは、債権者は支払者に通知することなく本書を破棄することができるものとします。</p>	<p>第 17 条（債権証書の返還）</p> <p>本契約が解約されたとき、債権者は本書を遅滞なく支払者へ返還するものとします。ただし、支払者の都合により返還できない場合、または支払者より保管の要望があった場合、債権者は本書を 1 年経過後に到来する年度末まで保管し、以降支払者より指示なきものは破棄できるものとします。</p>

## <医風堂々> カードローン（極度方式） 契約条項

改訂後	改訂前
第 16 条（本契約の終了） 1.本契約は、第 1 条第 1 項の契約期間欄に記載の期間が満了することにより終了します。 2.債務者が本契約に基づく債務を完済した日から前項の契約期間満了までに、借入をしないまま本契約を終了する旨申し出たときは、前項にかかわらず、当該申出の日をもって本契約は終了します。	(新設)
第 17 条（契約書等の返還又は破棄） 本契約が終了した場合（但し、債務がある場合を除きます）、債務者または完済時の支払者は、債権者に対して、本書の返還または破棄を求めことができ、請求があったときは、債権者は遅滞なく請求に従い本書の返還または破棄を行うものとします。但し、この場合において、本契約が終了した日または本契約に基づく債務が完済された日のいずれか遅い日から 6 か月が経過する日までに当該請求がないときは、債権者は債務者及び完済時の支払者に通知することなく本書を破棄することができるものとします。	第 16 条（債権証書の返還） 本契約が解約されたとき、債権者は本書を遅滞なく支払者へ返還するものとします。ただし、支払者の都合により返還できない場合、または支払者より保管の要望があった場合、債権者は本書を 1 年経過後に到来する年度末まで保管し、以降支払者より指示なきものは破棄できるものとします。
第 18 条～第 21 条（略）	第 17 条～第 20 条（略）

## <売掛金担保融資（ABL）> 契約条項

改訂後	改訂前
第 16 条（債権証書の返還） 本契約に基づく債務が完済された場合、債権者は本書を遅滞なく支払者へ返還するものとします。但し、支払者の都合により返還できない場合は、債権者は本書を完済から 6 か月間保管するものとし、その間に支払者から債権者に対し返還の請求がないときは、債権者は支払者に通知することなく本書を破棄することができるものとします。	第 16 条（債権証書の返還） 本契約が解約されたとき、債権者は本書を遅滞なく支払者へ返還するものとします。ただし、支払者の都合により返還できない場合、または支払者より保管の要望があった場合、債権者は本書を 1 年経過後に到来する年度末まで保管し、以降支払者より指示なきものは破棄できるものとします。

【 お問い合わせ先 】

0570-012055

受付時間：平日 9：30～18：00

以上